

岡山市防災啓発備品等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の高揚や防災備品の取扱いの習熟を図ることを目的とし、防災啓発備品等（以下「備品等」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しを受けることができる団体)

第2条 備品等の貸出しを受けることができる団体は、岡山市に届け出のある自主防災組織若しくはこれに準じる団体、町内会若しくはこれに準じる団体又は市の機関であって、備品等を用いた防災訓練、研修・講座・学習会、イベント等により市民の防災意識の啓発を図ることを目的とする団体（以下「団体」という。）とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(貸出しの備品等及び使用料)

第3条 貸出しする備品等は別表のとおりとし、使用料は無償とする。

(貸出しの手続き)

第4条 備品等の貸出しを受けようとする団体（以下「借受団体」という。）は、防災備品借用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について第2条及び次条の規定に適合することを確認の上、貸出しを決定するものとする。

(貸出しの制限)

第5条 備品等の貸出しは、営利を目的とすると認めた場合は、これを許可しない。

2 借受団体は、備品等の貸出しを許可した目的以外に使用してはならない。

3 借受団体は、備品等を転貸し、又は譲渡してはならない。

(貸出期間)

第6条 備品等の貸出期間は7日以内とする。ただし、備品等の管理上又は運営上支障がないと市長が判断したときは、この限りではない。

(備品等の受領及び返納)

第7条 備品等の受領及び返納は、危機管理室においてこれを行う。

2 借受団体は、備品等の貸出期限が到来したとき、又は貸出期限前において市長がその返納を求めたときは、直ちに返納しなければならない。

3 市長は、借受団体が正当な理由なく、貸出期間を過ぎても当該物品を返却しない場合、借受団体に速やかに返却するよう催告するものとする。

4 市長は、借受団体が前項の規定に基づく催告に応じない場合、法的手続を含め必要な措置を講じるものとする。

(管理義務)

第8条 借受団体が貸出しを受けた物品をき損又は紛失した場合、必要な証拠書類を添えて事故報告書を市長に提出しなければならない。なお、借受団体の故意又は重過失により物品をき損又は紛失した場合は、借受団体の責任により修繕又は同等品により補填するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要なことは、危機管理室長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

物 品	簡易トイレ 簡易ベッド(発泡ポリプロピレン製) パーテーション(テント型) 避難所運営ゲーム HUG クロスロード【市民編】” シャッフルゲーム 防災クイズ 非常持出袋 地震対策用品（転倒防止器具等見本等一式） のぼり旗（防災用品展示・危機管理室） のぼり旗（防災パネル展示・危機管理室） 災害パネル（東日本大震災） 災害パネル（熊本地震） 災害パネル（H30年7月豪雨） 災害パネル（昭和9年室戸台風） 防災ハンドブック抜粋パネル
DVD	おかやま学 BOSAI 岡谷さんのマイタイムライン 被災体験から学ぶ後世へのメッセージ Vol.1 被災体験から学ぶ後世へのメッセージ Vol.2 気象災害から命を守る 地域の人々戦力に～自主防災の新しい挑戦～ 地域が主役 避難所の開設と運営のしかた 被災地からのメッセージ 熊本地震から学ぶ～こんな対策があなたを救う～ ズッコケ三人組のぼうさい教室 地震から身を守ろうの巻 東日本大震災全3巻 20世紀日本の地震災害 被災地から伝えたい 東日本大震災 今すぐできる！家庭防災 ふせごう -家具等の転倒防止対策- 津波から生き延びるために 知る・行動する 自分の命は自分で守る～津波災害への備え～ 南海トラフ地震 災害から一人の命も取り残さないために 要配慮者の備えと避難行動 職場で地震にあっても生き抜くために！ ～事業所の防災対策～